

規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―二〇一

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「前条第一項又は第二項の規定による届出」を「前条第一項又は第二項の規定による届出（前条第三項の規定により同条第一項及び第二項の規定による届出とみなされる届出を含む。以下この条、第十一条の二及び第十二条において同じ。）」に改める。

第六条中「新幹線鉄道等（条例第十条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。以下同じ。）」を「条例第十条第三項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額」の下に「（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）」を加え、同項第一号中「条例第十条第六項」を「条例第十条第七項」に改め、同項第二号中「交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「在宅勤務等手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一二。次条において「在宅勤務等手当規則」という。）第四号第一号の職員にあつては、同号に規定する在宅勤務等を行うことが見込まれるその月の通勤所要回数分とし、交替制勤務に従事する職員等にあつては、一箇月当たりの平均通勤所要回数分とする。」に改める。

第八条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二 条例第十条第二項第二号の在宅勤務等手当を支給される職員のうち、委員会規則で定める職員は、在宅勤務等手当規則第四条第一号の職員とする。

2 条例第十条第二項第二号（職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第十五条（同条例第二十四条において準用する場合を含む。）若しくは同条例第二十六条、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して委員会規則で定める職員は、一箇月当たりの平均通勤所要回数が十回に満たない職員とする。

3 条例第十条第二項第二号の委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の三第一号中「（同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額と五万五千円との差額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を五万五千円に加算した額に当該支給単位期間の月数乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額（二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては）」に改める。

第十条を次のように改める。

（新幹線鉄道等の利用基準）

第十条 条例第十条第三項の委員会規則で定めるものは、新幹線鉄道等を利用せず通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上である職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間及び交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員とする。

第十一条の見出し及び同条第一項及び第二項中「新幹線鉄道等」の下に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第三項中「特別料金等の額の二分の一に相当する額」を「特別料金等相当額（次条第三項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第一号」を「同項第一号及び第二号」に、「「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、」を「同項第二号中」に、「運賃等の」を「運賃等」に、「特別料金等の額の二分の一に相当する」を「特別料金等」に改める。

第十一条の二第一項中「第三項各号」を「第三項」に、「当該各号」を「同項」に改め、同項中「期間（以下」の下に「この条、第十二条の二第二項第二号及び第十三条において」を加え、同条第二項中「離職」の下に「（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が埼玉県県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）を」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 条例第十条第五項の委員会規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第十条第二

項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十二条の二第二項及び第十二条の五第二項及び第五項において、「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第十条第五項の委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第十二条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、人事委員会は、任用の事情等を考慮して支給の始期及び終期を別に定めることができる。

第十二条の二第一項及び第四項中「第五項」を「第六項」に改め、第三項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項中「事由発生月」の上に「人事委員会の定めるところにより、」を加え、同項を第三項とし、第二項を次のように改める。

2 条例第十条第六項の委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 前項第一号から第四号までに掲げる場合であつて、一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

三 前項第五号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用するすべての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当

たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超える場合にあつては、十五万円）に事由発生月の翌月から当該支給単位期間の最後の月までの月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

第十二条の三第一項中「第六項」を「第七項」に、同項第一号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会は、任用の事情等を考慮して支給単位期間を別に定めることができる。この場合において、当該支給単位期間に係る通勤手当の支給額は、人事委員会が別に定める。

第十二条の四第一項中「開始される月」の下に「（同条第三項の規定により支給の始期を別に定めた場合は、当該別に定めた月）」を加える。

第十二条の五第二項中「五万五千元」及び「当該通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額」を「十五万円」に、「一箇月当たりの運賃等相当額等」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合における通勤手当の額は、第八条第一項第一号の規定にかかわらず、利用するすべての普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、従前の通勤手当に係る使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合にあつては、十五万円）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年埼玉県条例第六号）第一条の規定による改正前の条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第十条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の通勤手当に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の普通交通機関等（改正前の規則第六条に規定する普通交通機関等をいう。第一号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この条において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第二号に規定する額（改正前の規則第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。

以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の条例第十条第三項第一号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第六項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（二以上の新幹線鉄道等（同条第三項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第二号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が十五万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第十一条の二第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

一 普通交通機関等及び改正前の条例第十条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が五万五千円を超える場合のものに限る。）

二 改正前の条例第十条第三項第一号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（一月未満の端数がある場合にあつてはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあつては当該各号に定める額の合計額とする。）を支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロ以外の場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額（ロにおいて「改正前合計額」という。）から七万五千円を減じて得た額

ロ 改正前合計額が五万五千円を超え九万五千円以下である場合 改正前合計額から五万五千円を減じて得た額に二分の一を乗じて得た額

二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額（その額が二万円を超える場合にあつては、二万円）を減じて得た額